

第12回八街市農業委員会総会

平成22年12月22日
八街市農業委員会

平成22年第12回農業委員会総会

平成22年12月22日午後2時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 加藤孝一 | 8. 長澤恒幸 | 15. 荻嶋 勲 |
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫 | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田 進 | 10. 鶴澤 敏 | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川 寛 | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田眞司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森 邦央 | 14. 林 和弘 | 21. 関端 旭 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯 望

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可）
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について（耕作放棄地調査結果に伴う非農地の認定について）

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について

藤崎事務局長	開会を宣す。（午後2時30分）
川野会長	平成22年第12回の総会にあたりまして、一言ごあいさつをいたします。 師走の大変お忙しい中、また、昨夜、明け方まで大雨が降りまして、水たまりもか

なりできたようでございますが、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で13件、農用地利用集積計画の承認案件2件、それと、非農地の該当の認定、農地法施行規則第32条に関する届出1件、合わせまして17件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、総会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名でございます。この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

11月21日、日曜日。午前8時30分から第33回の産業まつりを八街東小学校で開催いたしました。川野会長、それから事務局が出席しております。

11月25日、木曜日から12月8日までの間ですが、非農地調査の実施を行いました。委員には、皆様全員の委員の出席をいただきまして、農地・非農地の調査を実施いたしました。

12月4日、土曜日。午前10時から産業まつり農産物共進会の表彰式をいんば農協八街支所で開催いたしまして、川野会長が出席しております。

12月6日、月曜日。午後2時から北総中央用土地改良事業推進協議会の総代会が富里市農協で開催されまして、川野会長が出席しております。

12月6日、月曜日。午後1時から転用事実確認現地調査及び農地・非農地調査を実施いたしまして、鈴木部長、中嶋委員、森委員出席のもと実施しております。

12月16日、木曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査でございましたが、部会案件がなかったということで、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。担当委員は、中川副部長、山本紀市委員、荻嶋委員、小川委員出席のもと実施いたしました。

12月20日、月曜日。午後2時から女性の登用に関する要望活動がございまして、市長室でございまして、女性の農家の方々の代表者の方が見えまして。市長、それから、議長とともに、川野会長が出席しております。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

ご異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号17番の山本重文委員、18番の三須委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分を議題といたし

ます。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。議案書の3ページになります。

番号1、区分売買、所在八街字南中道、地目畑、面積5千120平方メートル。権利者事由につきましては、現在、申請地の所有権の持分権利を所有しているが、その他の持分権利をすべて譲り受けて、農業後継者として引き続き農業に専念したい。義務者事由につきましては、農業をしていないため、相続で取得した持分権利を農業後継者に譲り渡したいとのことであります。

番号2、区分売買、所在滝台字丹尾台、地目畑、面積2筆合計で、2千776平方メートル。権利者事由につきましては、農業後継者として農地を取得し、経営規模を拡大したい。義務者事由につきましては、体調不良により経営規模を縮小したいとのことであります。

番号3、区分売買、所在滝台字丹尾台、地目畑、面積1千190平方メートル。権利者事由につきましては、農業後継者として農地を取得し、経営規模を拡大したい。義務者事由につきましては、飛び地で効率的に耕作できないため、権利者からの要望があったためとのことであります。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

調査報告を申し上げます。

議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

申請地は相続により、現在、権利者が所有権の持分を100分の82所有しており、義務者3名がそれぞれ100分の6を持分所有しております。今回は、義務者3名の持ち分を農業後継者である権利者に譲り渡すための申請となっております。

申請地は、市役所より南に約1.3キロメートルのところに位置し、市道に接し、進入路は確保されております。現状は既に義務者により耕作されており、落花生を収穫しております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台。労働力は権利者と奥さんの2名で、年間農作業従事日数は、それぞれ年間300日であります。

現在、所有する農地については、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もなく、面積要件についても経営地は約231アールありますので問題ありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上の内容から権利者及び世帯員等が、権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているという事で、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

川野会長
関口委員

次に、2番、3番、関口委員、お願いいたします。

では、調査報告を行います。

議案第1号2番及び3番について、農地法第3条申請に関わる調査結果について、関連がありますので、一括して報告させていただきます。

申請地について、位置及び境界等については、市役所より南へ約8キロメートルに位置し、耕地整理がなされているので、境界ははっきりとしております。

申請地の状況については、きれいに耕作されています。落花生及び大根の収穫の跡です。進入路につきましては、市道により確保されています。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

まず、権利者及び世帯員等が権利取得後に耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について、効率的に利用し、耕作されるかという点でございますが、権利者の所有している主な農機具は、耕運機6台、トラクター6台、トラック3台、その他、農業に関する機械を一式そろえております。労働力は権利者及び世帯員が5名、常時雇用者が6名、合計11名です。その他、年間パートとして500名程度を雇っています。

年間作業従事日数は、権利者が350日、世帯員が平均320日、雇用者が平均300日です。技術力はあります。

現在、所有する農地及び借入地は効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

以上の内容から、農作業の常時従事及び申請地を含めたすべての農地を効率的に利用し、耕作されると認められると思います。

次に、現在の経営面積は、権利者、世帯全体で自作地及び借入地を含めて、合計が1千133アールあり、今回の申請地と合わせると1千172.66アールになります。

次に、申請地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定についてはありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他の参考事項として、申請地は土地改良受益地です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されると

認められますので、本件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているという
ことで、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い
いたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い
いたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分を議題
といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、知事許可分について
ご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字南常磐台、地目畑、面積2千52平方メートル。権
利者事由につきましては、経営規模を拡大したい。義務者事由につきましては、高齢
のため、経営規模を縮小したいとのことであります。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、吉野委員、お願いいたします。

吉野委員

議案第2号1番に関して調査報告をいたします。

申請地は市役所より西に約5キロメートル、南方向に約100メートルに位置しま
す。市道に面しており、進入路は確保されています。

次に、権利者の所有している主な農機具について、トラック2台、トラクター3
台、ユンボ1台です。

労働力については、権利者と奥さんの2名、それと親戚と友人の2名を土日を中心
に雇っています。技術力はある、面積要件についても現在の経営地が125アールで
すので問題ありません。

年間農作業従事日数については、権利者が180日、権利者の妻が100日、雇用
者が100日、現在、所有する農地はすべて効率的に耕作しており、主な作付として

はトウモロコシです。なお、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

そのほかとして、権利者は平成19年に新規就農者として農地法第3条の許可を得て、西林地先の農地と農家住宅及び倉庫などを含めて取得しております。

また、権利者は兼業で、銭湯を営んでいます。事実上は息子夫婦に任せており、現在は西林地区にある自宅を拠点として、農業に従事しているとのことであり、申請地までは、距離で約3キロメートル。車で10分から15分程度です。

また、今回の申請では落花生を考えているとのこと。

以上の内容から、許可相当と判断しました。

以上でございます。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在榎戸字堤向、地目畑、面積3千471平方メートルのうち1千723.76平方メートル。転用目的、長屋住宅2棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

なお、本案件は1千平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。この場合、本市においては開発行為に該当することから、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われま。

続きまして、番号2、所在大木字東吉山、地目畑、面積2千252平方メートルのうち682.90平方メートル、ほか1筆、計2筆の合計面積702.90平方メートル。転用目的、貸店舗用地。転用事由、貸店舗事業により安定した収入を得たい。

番号3、所在八街字大関台、地目畑、面積38平方メートル、ほか1筆、計2筆の合計面積129平方メートル。転用目的、進入路用地。転用事由、宅地への進入路を

整備し、排水管を埋設したい。

なお、本案件につきましては、既に自宅進入路として土地利用済みであることから始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、三須部長、お願いいたします。

三須部長

それでは、議案第3号1番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は榎戸駅より南に約1キロメートルに位置しております。公道により進入路は確保されております。

農地区分ですが、この場所は住宅地に囲まれていて、用途区域内であることから、第3種農地と判断します。

一般基準ですが、この案件は1千723.76平方メートルに8戸1棟、6戸1棟、19台の駐車区画を作るということで、面積妥当と思います。

資金は借入金。小作人はなく、隣接地の支障ですが、隣接地は申請者の農地以外なく、問題なく、工事中は防災ネット等で被害を防止する。用水は公営水道、汚水・雑排水は公共下水道に接続するというので、本案件は問題ないものと思われま

以上です。

川野会長

2番は、私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第3号2番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1.2キロメートルに位置しております。県道と八街バイパスに面して、交差点の角であります。進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸店舗用地、コンビニの用地でございます。ということではありますが、申請面積は702.9平方メートルであり、事業計画との関係において、面積は妥当と思われま

資金は自己資金と借入金で賄います。許可後は速やかに申請内容の事業に着手するものと思われま

周辺農地への支障も隣接農地所有者は、申請者だけでございます。問題はないと思

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

以上、調査報告を終わります。

次に、3番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

番号3の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より南西に約2キロメートルに位置しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

なお、今回の目的が進入路用地ということですので、代替性はないと思われま

次に、一般基準ですが、本申請は進入路用地ということで、申請面積129平方メートルであり、面積妥当と思われま

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は全面アスファルト舗装とするため、周辺農地への土砂の流出等、営農条件に悪影響を及ぼすおそれはありません。

隣接農地はすべて申請者のものとなっており、問題は

申請地は土地改良受益地ではありません。

これからのことから、本案件は何ら問題ないものと思われま

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積2千720平方メートルのうち490.18平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、親子で業務用氷販売業を営んでおり、申請地の近隣に販売中継基地として倉庫があり、そこを拠点とした事業の拡大を任されたため、当該申請地に専用住宅を建築し、事業の効率化を図りたい。

番号2、区分売買、所在榎戸字富山、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地。建売分譲住宅2棟の建築、販売。

番号3、区分売買、所在八街字柳沢、地目畑、面積220平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積414平方メートル。転用目的、宅地分譲2区画用地。宅地分譲2区画の造成、販売。

番号4、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積190平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、夫婦2人で居住しているが、今後のことを考えて、八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号5、区分売買、所在八街字佐倉道、地目畑、面積1千687平方メートルのうち247.09平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場用地。現在、親族の所有地を借用して工務店を営んでいるが、住居兼事務所及び作業場が手狭なため、申請地と隣接地にある住居及び倉庫がある宅地を一体で購入し、当該申請地は資材置場及び駐車場として利用し、効率化を図りたい。

番号6、区分売買、所在八街字南富士見、地目畑、面積1千583平方メートルのうち214.91平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟用地。建売分譲住宅1棟の建築、販売。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長 議案第4号1番の説明をいたします。

立地基準ですけれども、市役所から409号を北へ約5キロメートル。酒々井方面へ約1キロメートル行った、この場所は指定道路に隣接しております。この場所は長年出ているところでも、周りはほとんど住宅地で、何年か前に親子で氷の倉庫を建てた申請地のすぐそばです。そこへ専用住宅を建てて暮らすということで、そういう点では、場所的には農地区分といっても、もう本当に30に近い、残りがあと2千幾ら残っているところだけで、周りは残っているところがわずかですので、そういう点では第3種農地に近いような場所です。

一般基準ですけれども、計画面積の妥当性で見れば490.18平方メートルだから妥当だと思われれます。

資金力ですけれども、自己資金と借入金でやると。その他、周辺農地への支障ですけれども、残っているわずかなのは、全部義務者の土地で、あとは全部造成地なので農地への支障はありません。

そういう点で何ら問題はないと思います。造成地の中なので。

以上で終わります。

川野会長

2番、三須部長、お願いいたします。

三須部長

議案第4号2番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は榎戸駅より南へ約1.5キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。農地区分は第2種農地と判断します。代替性はないと思います。

一般基準ですが、330平方メートルで、建売分譲住宅2棟を建築するということですので、面積妥当と思います。

資金は自己資金。小作人はなし。隣接農地はなく、住宅地の一角にあり、進入路も整備されております。

用水は公共水道、汚水・雑排水は合併浄化槽後、側溝に放流する。雨水は宅地内に浸透枡を設け、敷地内処理をする。

以上のことから、本案件は問題ないと思います。

以上です。

川野会長

3番は、私の担当でございますので、私から報告をいたします。

議案第4号3番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1.1キロメートルに位置しております。位置指定道路に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にあり、農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は宅地分譲2区画用地ということですが、申請面積は414平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われる。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに申請内容の事業に着手するものと思われる。

周辺農地への支障も隣接農地所有者は、申請者だけですので、問題はないと思います。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われる。

以上、調査報告を終わります。

次に、4番、5番、6番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

まず、4番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、八街都市計画事業八街駅北側地区土地区画整理事業の中に位置しております。

また、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。農地性としては、用途区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は190平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、借入金及び自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は小作人等、権利移転に対して支障を来すものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は区画整理事業の中にあるので、造成され、耕作されている農地はありません。

用水は公営水道、排水は雨水浸透式、汚水・雑排水は排水枡を通し、本下水へとなっております。防災計画としては、足場周りに防護ネットを設置し、周囲に粉じん等が飛散しないようにし、宅地の周囲にブロックフェンスを設置して、土砂等の流出を防止することとなっております。

本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

続いて、番号5の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より南西に約2キロメートルに位置し、進入路は確保されております。農地性としては、用途区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、資材置場及び駐車場用地ということで、申請面積247.09平方メートルと面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は小作人等、権利移転に対して支障を来すものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、ブロック塀により、周辺に被害の出ないよう努めるとのことです。また、周辺に耕作地はありません。

資材置場及び駐車場用地のため、水道は引かず、雨水等は自然浸透にて処理をします。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

続きまして、6番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約1.9キロメートルのところ

に位置し、市道に面し、進入路は確保されております。農地性としては、市街地化の傾向が著しい区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、建売分譲住宅用地ということで、申請面積214.91平

方メートルと面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等、権利移転に対して支障を来すものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地周囲にブロック積みとし、土砂、雨水等の流出を防止する計画となっております。周辺の農地は耕作されておらず、義務者のものとなっております、問題ないと思います。

用水は地下水、雨水は宅地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、本下水へととなっております。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。
次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。
次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。
次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

します。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。
八街市長より平成22年12月13日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

最初に、番号1. 所在東吉田字鶴ヶ沢入、地目畑、面積6千776平方メートル。
利用権の種類につきましては、使用貸借。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号2、所在八街字土手向、地目畑、面積4筆合計で1万6千514平方メートル。利用権の種類につきましては、賃貸借。期間につきましては10年。再設定でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第5号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。
次に、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてご説明いたします。

別冊の議案第6号と本日お配りいたしましたA3判の資料、耕作放棄地、農地・非農地判断調査結果一覧表をごらんいただきたいと思います。

まず、調査の日程についてでございますが、11月25日、12月6日、7日、8日の4日間でございます。

調査体制といたしましては、委員3名と事務局職員1名の体制で、延べ8班で実施いたしました。

次に、調査対象地につきましては、245筆、面積で21万3千647.44平方メートルです。

調査結果につきましては、非農地として判断したものが、今回議案に出ております210筆、面積で16万5千872.53平方メートル。残りの35筆、4万7千704.91平方メートルにつきましては、農地と判断いたしました。

この結果を踏まえまして、今回お配りしてありますように、非農地判断といたしました210筆、面積で16万5千872.53平方メートルについて認定を求めますのでございます。

また、今後のスケジュールについてでございますが、本日の総会におきまして、認定を受けたと仮定しますと、まず、この土地所有者本人に非農地通知、また、市農政課へ非農地の回答、さらには課税課に通知を行うというスケジュールになっております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質問はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在山田台字宮ノ原、地目雑種地現況畑、面積1千114平方メートルのうち25平方メートル。目的、農機具置場用地。事業内容、農機具の置場として利用したい。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、報告をもってご了承願います。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦勞さまでした。

藤崎事務局長 | 閉会を宣す。(午後 3 時 3 0 分)

議事録署名人

議 長

1 7 番

1 8 番